役　員　名　簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人むすびの会

役　名	氏　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無	備　考
理　事	眞壁愼次		無	代表理事
理　事	鈴木文吾		無	
理　事	堀　勝		無	
理　事	村田建仁		無	
理　事	髙橋雄三		無	
監　事	鳥居夕香		無	

◇役員は、法第２０条の欠格事由に該当しないこと、法第２１条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が５人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族（以下、親族等といいます。）は入れません。また、役員総数が６人以上のときは、ある役員からみて、１人だけは親族等が入ることができます。

※　三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）

◇未成年者が役員に就任する場合にはご相談ください。（法定代理人の同意書が必要です。）